



2025 年 6 月 27 日

各位

会社名 株式会社 大真空
代表者名 代表取締役社長 飯塚 実
(コード番号 6962 東証プライム市場)
問合せ先 上級執行役員 経営企画室
室長 川島 大空
TEL:(079)426-3211

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 割当日	2025年7月25日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 27,807株
(3) 処分価額	1株につき 561 円 (※) ※本自己株式処分は、取締役の報酬等として無償で交付されるものですが（会社法 202 条の 2）、公正な評価額として、本日開催の取締役会決議の前営業日（2025 年 6 月 26 日）における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（561 円）を処分価額としております。
(4) 処分価額の総額	15,599,727円
(5) 割当予定先	取締役4名 (※) 27,807株 ※ 社外取締役および監査等委員である取締役などの業務執行から独立した立場にある者は除きます。
(6) その他	本自己株式処分は、金融商品取引法施行令第2条の12第1号に定める募集又は売出しの届出を要しない有価証券の募集に該当するため、有価証券通知書を提出しておりません。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2025 年 5 月 13 日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役などの業務執行から独立した立場にある者は除きます。以下「対象取締役」といいます。）

に対して当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆さまと一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、また、2025年6月27日開催の第62回定時株主総会において、本制度に基づき、(i)対象取締役の報酬等として金銭の払込み若しくは財産の給付を要せずに当社の普通株式について発行又は処分を受ける方法(以下「無償交付方式」)、又は、(ii)本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受ける方法により（以下「現物出資方式」）、対象取締役に対して、発行又は処分される譲渡制限付株式の報酬の総額は年額60百万円以内とすること、及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間を譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日（ただし、本割当株式の交付の日の属する事業年度の経過後3月を経過するまでに退任又は退職する場合につき、当該事業年度経過後6月以内で当社の取締役会が別途定めた日があるときは、当該日）までの期間とすること、並びに当社の取締役会が定める役務提供期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を有すること、及び当該役務提供期間満了前に当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職した場合には当社の取締役会が正当と認める理由があることを譲渡制限の解除条件とすることにつき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要については、以下のとおりです。

<本制度の概要>

当社の取締役は、無償交付方式又は現物出資方式により当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、取締役に対して年100千株以内とし、その1株当たりの発行価額又は払込金額は、発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、割当てを受ける取締役に特に有利とされない範囲において取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と割当てを受ける取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① あらかじめ定められた期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

その上で、今般、当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役4名（以下「対象取締役」といいます。）に対し、本制度の目的、当社の業績、各対象取締役の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、譲渡制限付株式として当社普通株式27,807株を無償交付方式により付与することを決議いたしました。また、対象取締役が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」という。）を締結すること等を条件として付与いたします。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

本自己株式処分に伴い、当社と対象取締役は個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、2025年7月25日（割当期日）から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が、払込期日の直前の当社定時株主総会の日から翌年に開催される当社定時株主総会の日までの期間（以下「本役務提供期間」という。）の間、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が本役務提供期間において、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役を退任した場合、譲渡制限期間の満了時において、本役務提供期間開始日を含む月の翌月から当該退任日を含む月までの月数を12で除した数に、本割当株式の数に乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

以上